

## 会員支援に関する施行細則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会  
地域活性化委員会

### (目的)

第1条 この施行細則は、財政的、人的、その他の支援を行うことを定めた「会員支援に関する規程（以下「規程」という）」について、その具体的な運用、補足を行うために必要な事項を定める。

### (支援の申請)

第2条 支援を必要とする公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）の正会員（以下「会員」という）は、当年度の6月末までに様式1「支援申請書」を、書面またはメール添付にてJOAの事務局に提出し、申請を行う。

- 2 支援を必要とする会員は、前項の「支援申請書」に以下の書類を添付する。
  - イ 前年度収支決算書
  - ロ 前年度事業報告書
  - ハ 当年度収支予算書
  - ニ 当年度事業計画書
- 3 支援を必要とする会員で、当年度の6月末までに申請が間に合わない場合は、事前にJOA事務局に連絡をすることで、申請期限に猶予期間を求めることができる。
- 4 支援を必要とする会員で、本条第2項の各書類を添付することが難しい場合は、事前にJOA事務局に連絡をすることで、免除を求めることができる

### (支援金の収集)

第3条 支援金の収集は、規程第3条に沿って行う。

- 2 JOAの主催大会または公認大会は、参加費から支援金の収集を行う。このことは公認大会開催の条件とする。
- 3 主催者が、JOAに公認大会の申請をする場合は、公認申請書に参加費とは別に「収集する支援金（以下「上乗せ金」という）」の金額が分かるように記入しなければならない。
- 4 会員が、公認大会以外の大会主催者または主管者に上乗せ金を依頼する場合は、公認大会の上乗せ金と同額を原則とするが、強制ではなく努力目標とする。
- 5 前項で上乗せ金に協力する大会主催者または主管者は、要項などに支援金を含むことを明記することが求められる。
- 6 上乗せ金の金額は別途定める（別表1）。

### (支援金の分配)

第4条 支援金の分配は、規程第4条に沿って行う。

- 2 支援を必要とする会員として地域活性化委員会に認められた会員（以下「支援必要会員」とする）に対して支援金を分配する。その分配の割合は前年度の競技者登録者数（年齢19歳以上）とする。ただし日本学生オリエンテーリング連盟を経由した登録者は含まない。
- 3 JOAに新規入会または退会後再度入会した会員で、支援必要会員の場合は、年間10万円を最大で3回支援する。その場合は前項の支援金は分配されない。
- 4 支援必要会員が、公認大会または上乗せ金に協力する大会を主催または主管した場合、その大会で収集された上乗せ金は、主催または主管した支援必要会員に全額を支援する。
- 5 支援必要会員で、学連登録者がいる場合は、1人につき年間500円を支援する。
- 6 日本オリエンテーリング選手権（リレー競技）で収集される上乗せ金で、支援必要会員が支払った上乗せ金は、当該の支援必要会員に還元する。なお、この還元は翌年度の支援金と合算する。
- 7 当該年度にJOAの会員でない場合でも、支援を必要として地域活性化委員会に認められた大会主催者または主管者が、公認大会または上乗せ金に協力する大会を主催または主管した場合、その大会で収集された上乗せ金は、大会主催者または主管者に全額を支援する。

(他の支援)

第5条 その他の支援は、規程第5条に沿って行う。また、以下の各項を追加する。

- 2 「競技者登録に関する施行細則」で定められた競技者登録の登録料から、支援を必要の有無にかかわらず、会員に支援する。支援する金額は別途定める（別表2）。

(改廃)

第6条 この施行細則は、地域活性化委員会が改廃する。

(附則)

- 1 この施行細則は、令和6年2月11日に制定、令和6年4月1日に施行する。
- 2 この施行細則の制定をもって「会員支援に関するガイドライン」を廃止する。
- 3 この施行細則は、令和6年5月18日改訂し、施行する。

## 別表 1

### 主催大会または公認大会の上乗せ金の金額について

JOA の主催大会または公認大会の上乗せ金額は以下のようにする。

ロングディスタンス／リレー	1,000 円
ミドルディスタンス／スプリント	500 円

- \* 上乗せ金は一般社会人を対象とし、大学生以下は上乗せ金を不要とする。
- \* B、N、グループクラスなど、公認の対象外クラスは上乗せ金を不要とする。

## 別表 2

### 競技者登録の登録料からの支援について

「競技者登録に関する規則」4 項に基づき定められた競技者登録の登録料から以下のように支援を行う。

年間登録	登録料	会員支援額
19歳以上	5,000 円	2,000 円
19歳以上（学生*）	1,000 円	500 円
16～18歳	500 円	250 円
15歳以下	0 円	0 円

- \* 学生とは、大学生、大学院生、高等専門学校生およびそれに準ずる者をいう。学連の加盟者は登録料を免除する。ただし会員支援額も 0 円とする。